

養豚場へ飼料等を運搬する皆様へ

国内では、平成30年から豚熱の発生が継続しています。養豚場では、豚熱を侵入させないため、車両の消毒や農場専用資材の使用等、日頃の飼養衛生管理を徹底しています。養豚場へ飼料や資材等を運搬する場合は、

養豚場で実施する衛生管理の取り組みに御理解と御協力をお願いします!!

● 農場に入る際の消毒の徹底

養豚場に飼料等の搬入する場合は、**車両**、**搬入する際に使用する衣服や長靴**、**手指**の消毒をお願いします。

● 農場の衛生管理ルールの遵守

養豚場では、飼養衛生管理マニュアルを整備し、**農場に入る際の消毒の実施方法等のルール**を細かく規定していますので、搬入する際は、**事前に農場へ確認**の上、**農場の指導に従い当該ルールを遵守**するようお願いいたします。

○ ルールの例



- ・ 不要な立入の制限
- ・ 入退場時の手指消毒



- ・ 車両消毒の徹底



- ・ 農場備え付けなど、専用資材の使用と消毒

※家畜伝染病予防法第2条の4で、畜産関連事業者には、家畜の伝染性疾病の拡散を防止するために必要な施策に協力することが規定されています。